

目 次

・企画財務部	市長公室	2
・ 〃	秘書広報課	3
・ 〃	経営企画課	6
・総務部	総務課	7
・ 〃	人事課	8
・市民環境部	市民交流課	9
・ 〃	国保医療課	10
・ 〃	生活環境課	12
・福祉保健部	こども課	16
・ 〃	保健推進課	22
・産業活力部	産業支援課	24
・建設部	都市計画課	28
・教育委員会	教育総務課	29
・ 〃	学校教育課	31
・ 〃	生涯学習課	32
・選挙管理委員会		33
・消防本部	安全・危機管理課	35

所管部課：企画財務部 秘書広報課（平成 22 年度市長公室所管分）
（平成 25 年 11 月 1 日現在）

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50 歳代が 32.8%と最も多く、次に 60 歳代が 24.6%と比較的中年層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>エ 女性委員</p> <p>女性委員については、委員総数に対して 26.8%であり、現状としては男女比率の改善がなされつつあるのは顕著であるが、市指針には基本原則として男女比率の均衡を図ることとあり、四国中央市「四国中央市男女共同参画計画」（平成 22 年 3 月、27 頁）においては『審議会等への女性の登用率の向上』及び『自治基本条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進』ともある。</p> <p>よって、審議会等には男女のバランスが確保された市民意見を反映させることが肝要と考えるので、女性委員の更なる比率向上を望むものである。</p>	<p>No.1【四国中央市本部広報委員会】</p> <p>本部広報委員会は、四国中央市広報委員設置条例第 3 条第 2 項に定める本部広報委員をもって組織しています。本部広報委員は、地区の広報委員の互選により選出した地区広報委員長が兼務し、市長が委嘱します。</p> <p>指摘事項に挙げられている事項の、委員の中年層の占める割合が多いこと及び女性委員が少ないことに関して、本部広報委員については、地域から推薦された地区広報委員会での互選により、本部広報委員を選出しています。その地域から推薦される地区の広報委員自体が、地域の実情や家庭の事情等で選出されているため、事務局が意見することはできない。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について ウ 委員年齢 委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>(3) 審議会等の会議運営について ア 委員報酬等 附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方裁判所において見解の相違する判例がある。</p> <p>① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13（行ウ）42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関（附属機関に準じた機関）の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれにもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。</p> <p>② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11（行ウ）8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機</p>	<p>No. 4【四国中央市ケーブルテレビ放送番組審議会】 ご指摘の事項につきましては、改選時に関係機関へ若年層の委員の推薦をお願いしましたが、現在の委員構成も50歳代が6名で60歳以上が2名、40歳代は1名の構成となっている。 今後も引き続き、若年層の委員を選任できるよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No. 4【四国中央市ケーブルテレビ放送番組審議会】 ご指摘の事項につきましては、平成23年度に改善を行い、同年の審議会より委員報酬を支払っております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して支出された報償費等と同額であったと推認することができるものというべきであるから、（中略）越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要（第2巻4615頁）「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説（不当利得返還請求権対立説）と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説（不当利得返還請求権差額説）とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみるのが通常であり、不当利得返還請求権は、双方に生じないと解するのが適当であると考えます。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

しかし、（1）ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したのも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図られたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上

<p>記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場をとるものであり、その返還を求めるものではない。</p>	
--	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ア 委員数</p> <p>委員定数は、市指針によると基本原則として15人以内とされているところであるが、15人以下の審議会等が殆どであった。しかし、当該審議会等の設置目的等により止むを得ず大きく上回るものも見受けられた。</p> <p>また、条例等において委員任期が年数で規定されている審議会等は、常設の形態であると解釈されるので、基準日の時点で委員の選任なしとされているものは、不適正な状態であると考えられる。</p> <p>よって、速やかに委員の選任により常設状態に審議会等を改善する等適正なものに改められたい。</p>	<p>No.3【四国中央市基本構想審議会】</p> <p>第二次総合計画策定に伴い審議会の名称を「総合計画審議会」に変更し、委員定数等ご指摘の事項についても併せて改正しております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して 2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が 10 人未満の場合は 1 人以上、10 人以上の場合は 2 人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が 2 年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及び PR の必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第 25 条第 1 項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でない認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。</p>	<p>No. 7【四国中央市福祉バス運営審議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、公募はしておりませんでした。平成 23 年 9 月末日の任期満了時から委員の公募をしております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ア 委員数</p> <p>委員定数は、市指針によると基本原則として15人以内とされているところであるが、15人以下の審議会等が殆どであった。しかし、当該審議会等の設置目的等により止むを得ず大きく上回るものも見受けられた。</p> <p>また、条例等において委員任期が年数で規定されている審議会等は、常設の形態であると解釈されるので、基準日の時点で委員の選任なしとされているものは、不適正な状態であると考えられる。</p> <p>よって、速やかに委員の選任により常設状態に審議会等を改善する等適正なものに改められたい。</p>	<p>No.11【四国中央市公務災害補償等審査会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては委員の選任がされておりました。</p> <p>委員の委嘱につきましては平成24年7月1日付けで委嘱しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でないと認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でないと認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。</p>	<p>No.13【ボランティア市民活動推進協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、委員の選任がされておりました。</p> <p>対応策を検討した結果、委員の任期満了に伴う改選の際には、従来どおり市ホームページ等で周知を行うほか、新たな取り組みとして、ボランティア市民活動センターホームページでの周知や、センターに登録している団体等に対し、文書にて直接通知を行いました。</p> <p>その結果、第4期委員（任期：平成23年7月1～平成25年6月30日）及び、第5期委員（任期：平成25年7月1～平成27年6月30日）の改選時には、それぞれ公募委員の応募があり、審議会等への市民参画が図られており、指摘事項については、改善がなされていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でないと</p>	<p>No.14【四国中央市国民健康保険運営協議会】</p> <p>6月委員改選において、委員14名中、各種団体等からの推薦によらない被保険者代表委員4名全員が交替しました。その結果、前回よりも若い世代の委員も加入しました。 【措置済】</p> <p>No.14【四国中央市国民健康保険運営協議会】</p> <p>委員の選任につきましては、平成24年一部委員について(2名)公募といたしました。(平成24年4月2日～4月20日)「平成24年4月市報掲載」結果、応募者はいませんでした。今後も被保険者代表については、欠員となった場合に公募を行う予定であります。 【措置済】</p>

<p>認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。</p>	
---	--

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>エ 女性委員</p> <p>女性委員については、委員総数に対して26.8%であり、現状としては男女比率の改善がなされつつあるのは顕著であるが、市指針には基本原則として男女比率の均衡を図ることとあり、四国中央市「四国中央市男女共同参画計画」（平成22年3月、27頁）においては『審議会等への女性の登用率の向上』及び『自治基本条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進』ともある。</p> <p>よって、審議会等には男女のバランスが確保された市民意見を反映させることが肝要と考えられるので、女性委員の更なる比率向上を望むものである。</p> <p>オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、こ</p>	<p>No.17【四国中央市交通安全対策協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、四国中央市交通安全対策会議条例（以下、条例という。）に構成委員の職名が決められております。この条例は、交通安全対策基本法、愛媛県交通安全対策会議条例の上位法を基に制定されており、その中でも構成委員の職名が決められていることから、年齢層に偏りがないよう選任することは現状では難しいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>No.17【四国中央市交通安全対策協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、四国中央市交通安全対策会議条例（以下、条例という。）に構成委員の職名が決められております。この条例は、交通安全対策基本法、愛媛県交通安全対策会議条例の上位法を基に制定されており、その中でも構成委員の職名が決められていることから、審議会等での男女のバランス確保が肝要であるとは考えていますが、女性委員の比率向上する事は現状では難しいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>No.16【墓地整備審議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては公募の委員選任がされていませんでした。墓地審議会は、一年に一度あるかの開催で、墓地新設（変更）許可にあたる市長の諮問機関です。墓地新設は、市町村か宗教法人でなければ設置できない、規模がおおむね1000㎡など特殊なところがありますので現在学識者として、市議会議員（環境経済委員長）・住職・司法書士・各種団体の代表者で構成されています。市民への公募は難しいと考えています。</p>

れは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。

さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。

よって、市指針において公募が適当でない認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。

(3) 審議会等の会議運営について

ア 委員報酬等

附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方裁判所において見解の相違する判例がある。

① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13(行ウ)42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関(附属機関に準じた機関)の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれにもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。

② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11(行ウ)8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して

【見解】

No.17 【四国中央市交通安全対策協議会】

ご指摘の委員報酬等につきましては、特別委員が対象となると思われませんが、この特別委員は、特別の事項を審議させるため必要があるときに置くことができるとありますので、通常審議の際には出席を求めるものではありません。故に、特別委員への公金支出は現時点では必要ではないと考えております。

【見解】

支出された報償費等と同額であったと推認することができるものというべきであるから、（中略）越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要（第2巻4615頁）「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説（不当利得返還請求権対立説）と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説（不当利得返還請求権差額説）とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみるのが通常であり、不当利得返還請求権は、双方に生じないと解するのが適当であると考えます。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

しかし、（1）ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したのも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図られたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場を

とるものであり、その返還を求めるものではない。

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、**審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。**

No.15【四国中央市環境審議会】

平成23年度以降に開催した四国中央市環境審議会の会議について、議事録の公開を致しました。今後も引き続き公開を行ってまいります。

【措置済】

No.17【四国中央市交通安全対策協議会】

平成23年度以降に開催した四国中央交通安全対策協議会の会議については、協議内容を集約した会議概要書の公開を致しました。今後も引き続き公開を行ってまいります。

【措置済】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(1) 審議会等の設置状況について</p> <p>ア 附属機関について</p> <p>附属機関とは、定義的には執行機関の内部組織ではなく、執行機関が行政の執行権を有するのとは異なり、自ら執行機関として最終的な意思決定をする権限はなく、行政の執行権を有していない。行政の執行権に伴う必要な調停、審査、諮問又は調査を行うため、委嘱委員により構成された合議制の機関として、執行機関の事務事項の前提となる附属的な機関である。</p> <p>附属機関の設置根拠は前記第2監査の概要中、2監査の対象で述べたとおり、地方自治法第138条の4第3項に基づき、<u>法律又は条例の定めによる設置が必須である</u>。また、地方自治法第202条の3第1項においても同様に規定されている。条例の規定事項に関して附属機関としての具体的な必要条件は、その機関が市長の委嘱により学識経験者、各団体からの選出者又は公募選出委員等で組織され、市長の諮問に応じて、調停、審査、審議又は調査等の機関であることが明記され、議事においては出席委員の過半数で決する等合議体としての意見決定機能や、執行機関内に事務局を設置する等が明記されていることであると考える。</p> <p>また、附属機関の委員は地方自治法第202条の3第2項に該当し、非常勤職員とされ、地方自治法第203条の2により条例に基づき<u>報酬を支給しなければならない</u>ので、給与条例主義の原則に則り当市では「四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例」において、附属機関を構成する委員の報酬及び費用弁償に関して規定されており、この条例に基づき勤務日数等に応じてそれぞれ適正に支出されるものである。</p> <p>なお、委員は地方公務員法の公務災害補償の対象となる。</p> <p>イ 附属機関に準じた機関について</p> <p>附属機関に準じた機関とは、国の懇談会等指針により定義付けするならば、行政運営上の参考に資するため、市長等の決裁を経て、市長等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているものは、懇談会等行政運営上の会合である。更に、運営の考え方としては、附属機関とは異なる</p>	<p>No.27【四国中央市次世代育成支援対策地域協議会】</p> <p>次世代育成支援対策地域協議会においては、四国中央市子ども・子育て会議に引継ぎ、25年度現在活動していない。四国中央市子ども・子育て会議については、条例制定し、委員報酬対応としている。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

りあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の意見聴取の場として性格付けられるものである。

附属機関に準じた機関の運営は、要綱等により設置されたもので、法律及び条例を根拠として開催することはできない。要綱等の規定事項に関して附属機関に準じた機関としての具体的な必要条件は、名称には審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会等は避けるべきであり、定数及び議決方法に関する議事手続は定めず、聴取した意見には、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られる呼称は付さないものである。

また、附属機関に準じた機関の委員等は、法律又は条例に設置根拠を置かないのであるから、地方自治法 202 条の 3 第 2 項に該当せず、非常勤職員ではないことから、報酬の支出は適正を欠くものである。しかし、地方財務実務提要（第巻 4612 頁）「附属機関と私的諮問機関の差異」において「役務の提供に対する対価として報償費、旅費（費用弁償）を支給することは可能でしょう。」とあることから、市が内部規定する単価等による報償費は支給出来るものと考ええる。

なお、地方公務員法は適用されないので、公務災害の対象とはならない。

ウ 設置目的について

当市においては、附属機関と附属機関に準じた機関は明確な区分基準が存在しないので、国の懇談会等指針に基づくならば、附属機関に準じた機関の性格として「意見聴取の場として利用するものとする。」とあり、その成果は「答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないものとする。」となる。

ところで、附属機関又は附属機関に準じた機関であるか如何に関しては、その事項が争点となり公金支出の違法性が問われた住民訴訟事例（後述）があること等から、コンプライアンス上重要な問題であると認識すべきであると考ええる。

よって、設置目的は、附属機関であるか、若しくは附属機関に準じた機関であるかの判断の上で重要な要件であるが、上記ア、イで述べた条例又は要綱等の規定事項の必要条件により、その機関形態、機関機能及び目的等が調停、審査、諮問又は調査のためのものであるかどうかを精査し、附属機関に該当するのであれば条例化を検討されたい。

(2) 審議会等の委員構成等について

ウ 委員年齢

委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。

よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。

オ 公募委員

公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。

さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。

よって、市指針において公募が適当でない認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。

No.28【みしま児童センター運営委員会】

No.29【川之江児童館運営委員会】

次回の選任の際には、指摘事項に留意し、改善している。

【措置済】

No.27【四国中央市次世代育成支援対策地域協議会】

次世代育成支援対策地域協議会においては、四国中央市子ども・子育て会議に引継ぎ、25年度現在活動していない。

四国中央市子ども・子育て会議については、委員の公募を行っている。

【措置済】

No.28【みしま児童センター運営委員会】

No.29【川之江児童館運営委員会】

みしま児童センター運営委員会、川之江児童館運営委員会については、市報等による委員の公募を実施している。

【措置済】

No.30【四国中央市保育所民営化選定委員会】

民営化選定委員会については、25年度現在活動していない。

【措置済】

(3) 審議会等の会議運営について

ア 委員報酬等

附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方裁判所において見解の相違する判例がある。

① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13(行ウ)42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関(附属機関に準じた機関)の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれにもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。

② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11(行ウ)8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して支出された報償費等と同額であったと推認することができるものというべきであるから、(中略)越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要(第2巻4615頁)「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説(不当利得返還請求権対立説)と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説(不当利得返還請求権差額説)とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみるのが通常であり、不当利得返還請求権は、双方に生じないと解するのが適当であると考えま

No.27【四国中央市次世代育成支援対策地域協議会】

次世代育成支援対策地域協議会については、四国中央市子ども・子育て会議に引継ぎ、25年度現在活動していない。四国中央市子ども・子育て会議については、委員報酬対応としている。

【措置済】

No.28【みしま児童センター運営委員会】

No.29【川之江児童館運営委員会】

みしま児童センター運営委員会、川之江児童館運営委員会においては、指摘のあったとおり報酬から報償費へ変更している。

【措置済】

す。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

しかし、(1)ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したのも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図られたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場をとるものであり、その返還を求めるものではない。

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、**審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。**

No.27【四国中央市次世代育成支援対策地域協議会】

次世代育成支援対策地域協議会においては、四国中央市子ども・子育て会議に引継ぎ、25年度現在活動していない。

【措置済】

No.28【みしま児童センター運営委員会】

運営委員会の議事内容の透明性を確保する方法の一つとして、議事録等を毎月発行している「センターだより」に掲載したり、掲示板等に掲示するなど公開に努めていきたい。

No.29【川之江児童館運営委員会】

運営委員会会議内容の透明性をご理解いただく方法の一つとして、会議録を担当課

<p>(4) 審議会等の実績状況について</p> <p>ウ 審議会等の成果</p> <p>審議会等の成果については、答申等の成果があるものが附属機関では全数に対して66.1%、付属機関に準じた機関では34.6%である。現在では、審議会等の機能及び求められるところの成果の随時、即応、有効性による合理性が問われるものであるが、審議会等の目的等から成果が成熟するまでに数年度を要するものもあることから、一概にその成果が低調であるとは言い難い。しかし、名目的な機関として審議会等が形骸化し、行政サイドの一方的な説明や報告等で終始する等、審議会等としての実質的な審議等がなされないのであれば、協働のまちづくりのシステムとして機能しているのかどうか懸念されるものである。</p> <p>よって、各審議会等の存在意義と機能の視点からその運用について再度検討されたい。</p>	<p>に提出し、市のホームページ掲載の方法を利用するなど、公開に努めていく方向としたい。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.28 【みしま児童センター運営委員会】 児童センター事業を実施していく上で、運営委員による建設的な意見・改善策等は事業に大いに反映されていると考えている。 運営委員会の存在意義につきましては、その存在をなくして、児童センター事業または地域の子育て支援の拠点場所の一つとして良い環境で機能していく上では不可能な状況であります。今後も密な連携に努めていきたい。</p> <p>No.29 【川之江児童館運営委員会】 川之江児童館においては、年々利用者数が増加傾向にあり、地域の子育て支援拠点場所の一つとして等、児童館事業を推進していく上で、運営委員による建設的な提案や改善策などの客観的な意見が事業に大いに反映されていていっていると考えます。 運営委員会の存在意義については、児童館事業または、地域の子育て支援が展開されていく上で大きく機能し、協働のまちづくりに揺るぎなく貢献されていくよう、今後も密な連携に努めたい。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>
---	---

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50 歳代が 32.8%と最も多く、次に 60 歳代が 24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>オ 公募委員</p> <p>公募委員については、委員総数に対して 2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が 10 人未満の場合は 1 人以上、10 人以上の場合は 2 人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が 2 年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及び PR の必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。</p> <p>さて、四国中央市自治基本条例第 25 条第 1 項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。</p> <p>よって、市指針において公募が適当でないと</p>	<p>No. 31 【四国中央市健康づくり推進協議会】 ご指摘の事項につきましては、改選時の公募や各種団体の選任の際に考慮してまいりましたが、大幅な年齢層の改善には至っておりません。 今後も引き続き偏りのない年齢層に考慮しながら、委員の選任に努めてまいります。 【措置済】</p> <p>No. 5 【宇摩圏域医療再生計画推進協議会】 当協議会の委員の任期は、会を存続する今年度末までとなっており、団体役員交代や行政職員の人事異動等以外に委員の改選は行わないため、委員の公募は困難と考えます。 【見解】</p> <p>No. 31 【四国中央市健康づくり推進協議会】 ご指摘の事項につきましては、委員の改選の際に公募を行いました。残念ながら応募がありませんでした。 今後も改選の際には公募に係る周知等に努め、引き続き公募委員の選任に努めてまいります。 【措置済】</p>

認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。

(3) 審議会等の会議運営について

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。

(4) 審議会等の実績状況について

ウ 審議会等の成果

審議会等の成果については、答申等の成果があるものが附属機関では全数に対して66.1%、附属機関に準じた機関では34.6%である。現在では、審議会等の機能及び求められるところの成果の随時、即応、有効性による合理性が問われるものであるが、審議会等の目的等から成果が成熟するまでに数年度を要するものもあることから、一概にその成果が低調であるとは言い難い。しかし、名目的な機関として審議会等が形骸化し、行政サイドの一方的な説明や報告等で終始する等、審議会等としての実質的な審議等がなされないのであれば、協働のまちづくりのシステムとして機能しているのかどうか懸念されるものである。

よって、各審議会等の存在意義と機能の視点からその運用について再度検討されたい。

No. 31 【四国中央市健康づくり推進協議会】

ご指摘の事項につきましては、平成25年度開催分から議事録を公開しています。

【措置済】

No. 32 【四国中央市予防接種健康被害調査委員会】

ご指摘の事項につきましては、これまで開催実績はありませんが、今後調査が必要な事象が発生した場合は、対象者の個人情報等の保護等に配慮しつつ、可能な範囲で議事録を公開します。

【措置済】

No. 31 【四国中央市健康づくり推進協議会】

ご指摘の事項につきましては、委員各位のご意見を踏まえ、次年度の「保健事業計画」の策定を行っているところであり、設置の必要性はあると考えております。

【見解】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>イ 委員構成 委員の選任については、関係団体代表者が全体委員数の39.2%選任され、次に学識経験者が同じく24.1%の選任となっており広く選任がなされていることが窺われる。しかし、市指針によると基本原則として各界及び各層から広く選任すること、市の一般職員を選任しないこととあるが、市職員80名が選任されている実態は、委員総数に対して8.1%と1割にも満たないとしても市指針に適合していないものであると考える。 よって、法令又は条例等に市職員の選任規定があるもの以外は、次回の選任の際には市指針に沿うよう努められたい。</p> <p>ウ 委員年齢 委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。 よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>エ 女性委員 女性委員については、委員総数に対して26.8%であり、現状としては男女比率の改善がなされつつあるのは顕著であるが、市指針には基本原則として男女比率の均衡を図ることとあり、四国中央市「四国中央市男女共同参画計画」（平成22年3月、27頁）においては『審議会等への女性の登用率の向上』及び『自治基本条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進』ともある。 よって、審議会等には男女のバランスが確保された市民意見を反映させることが肝要と考え</p>	<p>No. 39【四国中央市勤労者教育資金融資審査会】 No. 40【四国中央市勤労者住宅建設資金融資審査会】 H 23. 9月条例改正し、審議会方式から相互審査方式に変更しております。 【措置済】</p> <p>No. 38【四国中央市紙のまち資料館運営協議会】 ご指摘の事項につきましては、委員の選任において委員年齢層の偏り及び女性委員が選任されていませんでした。 検討の結果、次回の委員選定にあたり、若年層及び女性委員の積極的な選任に努めてまいります。 【検討中】</p>

るので、女性委員の更なる比率向上を望むものである。

オ 公募委員

公募委員については、委員総数に対して2.6%と低水準であるのが現状である。市指針には基本原則として行政処分に関する審議等を行うもの、法令等により委員の構成が限定されているもの、又はその他公募が適当でない認められるもの以外は、公募委員を選任することとあり、公募委員の定数基準が10人未満の場合は1人以上、10人以上の場合は2人以上と規定されている。市指針の施行から監査基準日に至るまでの期間が2年程であることを考慮したとしても、期待に沿う数値とは言い難いものであるが、これは公募を行っても応募者が居ないという実状があり、審議会等に係る市民への理解を得るための説明及びPRの必要性を感じる一方で、各所管課での取組みにも限界があるかと推察するものである。

さて、四国中央市自治基本条例第25条第1項における公募による委員選任の努力規定はもとより、公募制そのものは組織団体に束縛されることが比較的少なく、かつ自らの意思により積極的に市民の一人として意見を市政に反映させたいという協働意識の高さが求められ、そのことにより審議会等の存在意義をより良く発揮できることが期待されるので、将来的にも有効に運用されるべきと考える。

よって、市指針において公募が適当でない認められるもの以外は、今後新規の審議会等の設置及び委員の任期による改選の際に公募委員が増加することを望むものである。

(3) 審議会等の会議運営について

ア 委員報酬等

附属機関に準じた機関の委員等への報酬又は報償費等の支出については、現在のところ地方裁判所において見解の相違する判例がある。

① 平成14年9月24日福岡地方裁判所平成13(行ウ)42 若宮町違法公金支出返還請求事件では、法律又は条例に基づかない附属機関(附属機関に準じた機関)の委員に対し支出した報酬及び費用弁償は、『「若宮町特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」又は「若宮町非常勤特別職の職員の費用弁償条例」のいずれにもその根拠を求めることはできず、他に本件公金支出を根拠づける法令はない。そうすると、本件公金支出は、法令に基づかない支出として

No. 37 【四国中央市中小企業振興対策協議会】

現在、本協議会の活動を休止し、新たな委員の選定を行っておりません。

【措置済】

No. 36 【四国中央市企業立地促進委員会】

ご指摘の事項につきましては、委員の報酬が支給されておりませんでした。

検討の結果、委員の報酬支給について検討してまいります。

【検討中】

No. 39 【四国中央市勤労者教育資金融資審査会】

No. 40 【四国中央市勤労者住宅建設資金融資審査会】

H23.9月条例改正し、審議会方式から相互審査方式に変更しております。

【措置済】

違法であるというしかない。』という違法の判決。更に、違法な公金支出であるので、賠償を若宮町に対して支払義務があると認めた。

② 平成14年1月30日さいたま地方裁判所平成11(行ウ)8 損害賠償等請求越谷市情報公開懇話会報償費では、本来地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「本件懇話会委員に対する報酬等を給与条例に基づくことなく、これと異なる報償費を支出したことは、違法な公金の支出に当たるとの評価を受けることを否定することはできない」と判決文にある。しかし、この報償費は、「適法に設置された附属機関たる審議会委員に対して支出されたと推認される報酬等の額は、本件懇話会の委員に対して支出された報償費等と同額であったと推認することができるものというべきであるから、(中略)越谷市に損害は生じていないものというべきである。」と違法ではあるが、損害無しという判決。

また、違法な報酬支出については、地方財務実務提要(第2巻4615頁)「違法設置の審議会委員への報酬支払と不当利得返還請求」において、違法設置附属機関委員への報酬支出に対する返還請求について「不当利得返還請求権は、競合するとする説(不当利得返還請求権対立説)と不当利得について差額があるときにその差額の限度において生じるとする説(不当利得返還請求権差額説)とがあり、判例・通説は後説をとっており、昭和41年5月20日の行政実例も後説によっています。」とあり、更に「一般的には、相互に受けた利益は均衡しているとみるのが通常であり、不当利得返還請求権は、双方に生じないと解するのが適当であると考えます。」と続く。

以上のことから、附属機関及び附属機関に準じた機関の分類判断に関して、法律に準拠した調停、審査、諮問及び調査機関であるかどうか的確な判断を行い、附属機関に該当する場合は、設置根拠である法律又は条例が存在するか、報酬の適正な支出がなされているか等に留意し運用されるべきである。

一方、附属機関に準じた機関に該当する場合は、附属機関とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであるから、国の懇談会等指針によりその設置根拠は法律又は条例によるのではなく要綱等によるものであり、無償、若しくは報酬ではなく報償費の適正な支出がなされているか等に

留意し運用されるべきである。

しかし、(1)ア、イ、ウで既に述べた附属機関の要件を満たす機関でありながら報酬の支出がなされていないものが見受けられたが、これは不適正であることを否定することはできない。

また、附属機関に準じた機関で報酬を支出したものも見受けられた。

よって、所管においては、**附属機関及び附属機関に準じた機関の委員に対する公金支出の適正を図られたい。**

ただし、既に支出された公金に関しては、上記判例、実例又は通説等の見解を検証したところにより、不当利得返還請求権差額説の立場をとるものであり、その返還を求めるものではない。

イ 会議の公開等

会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。

よって、**審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。**

No. 35 【四国中央市立勤労青少年ホーム運営委員会】

当施設の取り壊しにより委員会を解散し、H 25. 4月より委員選任を行っておりません。
【措置済】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>(3) 審議会等の会議運営について</p> <p>イ 会議の公開等</p> <p>会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。</p> <p>よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。</p>	<p>No. 44 【国中央市江之元地区住環境整備推進委員会】</p> <p>当推進委員会は、当事業の推進を行うための組織であり、設置要綱第3条にあるように、地域住民組織の代表でなければならないことから、年齢構成上高齢化は否めない。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p> <p>No. 44 【国中央市江之元地区住環境整備推進委員会】</p> <p>平成26年度より市ホームページにおいて公開を予定。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について ウ 委員年齢 委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p>	<p>No.47【学校給食費滞納審査会】 現状の審査会の構成メンバーはそれぞれの団体の代表者であり、年齢層について考慮できるものではありません。年齢層を確保するにあたり公募委員にそれを求めるにしても、滞納審査という極めて秘匿性の高い情報を一般から公募した委員が審議することについて、一般に合意が得られ難いと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p>	<p>No.52【四国中央市教育委員会外部評価委員会】</p> <p>平成24～25年任期の委員について、“評価”委員にふさわしい人生経験豊富な委員に加え、40代の新鮮な視点を持つ方を委員に委嘱しました。また市のWebページを通じ委員の公募を行いました（結果応募なし）。今後とも幅広い意見を得られるよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p>	<p>No. 50【四国中央市少年育成センター運営協議会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、若年層の委員が少なく、年齢層の偏りが見られるため、若年層の多い団体から委員を委嘱し、年齢層に偏りのない構成になるよう検討してまいりましたが、当協議会は制度上、少年の健全育成に関する各種団体で構成されるため若年層の多い団体がなく、また、各委員は所属団体の推薦であり、その殆どが中高年層が占めることから、年齢層に偏りがないよう委嘱することは難しいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めないため、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>エ 女性委員</p> <p>女性委員については、委員総数に対して26.8%であり、現状としては男女比率の改善がなされつつあるのは顕著であるが、市指針には基本原則として男女比率の均衡を図ることとあり、四国中央市「四国中央市男女共同参画計画」（平成22年3月、27頁）においては『審議会等への女性の登用率の向上』及び『自治基本条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進』ともある。</p> <p>よって、審議会等には男女のバランスが確保された市民意見を反映させることが肝要と考えるので、女性委員の更なる比率向上を望むものである。</p>	<p>No.53【四国中央市社会教育委員】</p> <p>No.57【四国中央市公民館運営審議会(妻島)】</p> <p>No.58【四国中央市公民館運営審議会(金田)】</p> <p>No.59【四国中央市公民館運営審議会(川滝)】</p> <p>No.61【四国中央市公民館運営審議会(三島)】</p> <p>No.63【四国中央市公民館運営審議会(中之庄)】</p> <p>No.64【四国中央市公民館運営審議会(寒川)】</p> <p>No.65【四国中央市公民館運営審議会(豊岡)】</p> <p>No.66【四国中央市公民館運営審議会(嶺南)】</p> <p>上記の各委員会等の委員の任期は平成26年3月31日となっており、ご指摘の事項について改善を図るべく努めておりますが、会の性格上、偏りが無いように選定するのは、現状では難しいと考えられます。 【見解】</p> <p>No.65【四国中央市公民館運営審議会(豊岡)】</p> <p>上記の各委員会等の委員の任期は平成26年3月31日となっており、ご指摘の事項について改善を図るべく努めておりますが、会の性格上、偏りが無いように選定するのは、現状では難しいと考えられます。 【見解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(2) 審議会等の委員構成等について</p> <p>ウ 委員年齢</p> <p>委員の年齢については、50歳代が32.8%と最も多く、次に60歳代が24.6%と比較的中年年齢層の占める割合が高いのが現状である。このことは、年齢層による社会的貢献度の違いがある程度影響していることが窺えるものであるが、市民の意見の的確な反映が求められる審議会等の存在意義からすれば、年齢的に偏った見解が示される可能性は否めない。審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により中長期的な将来を俯瞰する視点を加えることも重要になる。そうすることにより、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになると考える。</p> <p>よって、各所管課において委員の年齢層に偏りがないよう次回の選任の際には努められたい。</p> <p>(3) 審議会等の会議運営について</p> <p>イ 会議の公開等</p> <p>会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。</p> <p>よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。</p> <p>(4) 審議会等の実績状況について</p> <p>ウ 審議会等の成果</p> <p>審議会等の成果については、答申等の成果があるものが附属機関では全数に対して66.1%、付属機関に準じた機関では34.6%である。現在では、審議会等の機能及び求められるところの成果の随時、即応、有効性による合理性が問われるものであるが、審議会等の目的等から成果が成熟するまでに数年度を要するものもあることから、一概にその成果が低調であるとは言い難い。しかし、名目的な機関として審議会等が形骸化し、行政サイドの一方向的な説明や報告等</p>	<p>No.78【四国中央市明るい選挙推進協議会】</p> <p>当協議会は、明るい選挙を推進するために、選挙時における街頭啓発や新成人に対する啓発活動を実施するボランティア団体として位置づけられるものであり、監査対象から除外される「特定の事業を実施するために組織するもの」に該当するものと思慮いたします。</p> <p style="text-align: right;">【見解】</p>

で終始する等、審議会等としての実質的な審議等がなされないのであれば、協働のまちづくりのシステムとして機能しているのかどうか懸念されるものである。

よって、各審議会等の存在意義と機能の視点からその運用について再度検討されたい。

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>(3) 審議会等の会議運営について イ 会議の公開等 会議の公開については、市指針において基本原則が定められており、現代社会において行政にとって重要度の高い分野であると認識されるが、調書による各事項毎の公開度数値は約50%前後に留まっている。中でも会議録の作成は85.4%であるにもかかわらず、その公開を行っているものは52.4%である。 よって、審議会等の議事内容の透明性を確保するため、議事内容を公開することで第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがある場合等の特別な事由がない限り議事録の公開に努められたい。</p>	<p>NO.79【四国中央市国民保護協議会】 NO.80【四国中央市防災会議】 ご指摘の事項につきましては、市民の防災意識等の高揚を図るため、今後も議事録の公開等について、積極的に実施するよう努めて参ります。 【措置済】</p>